

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和元年6月28日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 2号 事業計画変更申請について
- 議第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 5号 三条市農業再生協議会委員の推薦について
- 議第 6号 平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について
- 議第 7号 令和元年度全国農業新聞普及拡大計画(案)について
- 議第 8号 令和元年度農業者年金加入推進活動計画(案)について
- 議第 9号 令和元年度利用状況調査について
- 議第 10号 令和元年度作況調査について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農用地利用集積計画(利用権設定)の解約通知について
- 報第 3号 作付変更届について
- 報第 4号 農地法第3条の3第1項の届出について

農業委員出席委員 16名

- | | |
|------------|------------|
| 1番 野崎文夫委員 | 2番 阿部眞佐雄委員 |
| 3番 小川弘樹委員 | 4番 渡邊勝夫委員 |
| 5番 田邊敦子委員 | 6番 三師満夫委員 |
| 7番 五十嵐秀一委員 | 9番 坂井浩行委員 |
| 10番 原田勝委員 | 11番 渡邊一英委員 |
| 12番 廣川哲也委員 | 13番 清野秀作委員 |
| 14番 佐藤秀樹委員 | 16番 藤田吉則委員 |
| 18番 田邊稔委員 | 19番 佐藤裕雄委員 |

農業委員欠席委員 3名

- | | |
|-----------|------------|
| 8番 小林茂宏委員 | 15番 佐藤一富委員 |
|-----------|------------|

17番 熊倉 睦 委員

推進委員出席委員 18名

飯塚 栄三千 委員	稲田 守 委員
井上 利弥 委員	内山 清 委員
内山 敏雄 委員	刈屋 一夫 委員
蒲澤 利嗣 委員	蒲澤 正 委員
北澤 正之 委員	栗原 一郎 委員
捧 幸伸 委員	長谷川 浄二 委員
松岡 博一 委員	吉田 精一 委員
吉田 昇 委員	大桃 伸之 委員
原田 孝一 委員	渡邊 正 委員

職務のため出席した事務局職員

事務局 長	清水 学
経営基盤係 係長	早川 実
臨時 職員	渡辺 真那

午前9時30分 開会及び開議

議長（野崎会長）

それでは時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

（挨拶 略）

これより会議に入ります。

最初に出席状況をお知らせいたします。農業委員定員19名のところ、現在員19名出席16名、欠席3名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。

6番、三師満夫委員、14番、佐藤秀樹委員を指名いたしますのでよろしく願いいたします。

さっそく、議事に入ります。

議第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請』について議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請』について説明をいたします。

1 ページをご覧ください。今月の申請は2件で、合計面積2, 138㎡であります。

13番は、上須頃地内の農地2筆1,975㎡を譲り受け人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は10a当り〇〇〇円であります。

14番は、小古瀬地内の農地1筆163㎡を譲り受け人が、経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は10a当り〇〇〇円であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入る前に、先日調査部会で調査を頂いておりますので、その結果を報告願います。第2調査部会長は佐藤代理の隣にご着席願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

それでは、第2調査部会の調査結果を報告いたします。

第2調査部会では、6月24日午前9時00分から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長の出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定をへて、午前10時5分に閉会いたしました。

ただいま意見を求められております、議第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請』については、売買によるもの2件、合計件数2件、面積2,138㎡で、書類審査及び現地確認結果等詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や、機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方ご発言願います。

なお、委員等の質問などの発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てからお願いいたします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。

議第1号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『事業計画変更申請について』を議題といたします。
事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

2ページをご覧ください。今月の申請は1件で、面積198㎡であります。

6番は、矢田地内の農地1筆198㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円あります。場所につきましては、大面小学校北東950m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第4号の24番で農地法第5条の許可申請がなされております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第2号『事業計画変更申請について』は、合計件数1件、面積198㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方ご発言願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

3ページをご覧ください。今月の申請は、1件で面積351.08㎡であります。

3番は、尾崎地内の農地2筆351.08㎡を、住宅1棟及びカーポート1棟の用地として利用したいものです。場所につきましては、川通どれみ保育園南側300m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第3号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数1件、面積351.08㎡で書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議での諮問につきましては、不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方ご発言願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただ今調査部会の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

8ページをご覧ください。今月の申請は19件で、合計面積7,396㎡であります。

この合計面積には、29番の取り消し案件の面積は含まれておりませんので、よろしくお願いたします。

4ページにお戻りをお願いいたします。

24番は、先ほど、ご審議をいただきました、議第2号『事業計画変更申請について』の6番でご説明させていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

25番は、西本成寺一丁目地内の農地2筆495㎡を、売買により取得し、駐車場15台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、本成寺保育園南西250m付近で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

26番は、西本成寺一丁目地内の農地2筆495㎡を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、本成寺保育園南西250m付近で、都市計画用途地域の第2種中高層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

27番は、西本成寺地内の農地2筆474㎡を売買により取得し、北側既存宅地47.92㎡を一体利用し、建売住宅2棟及び道路の用地として利用したものです。土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、西鱒田小学校北側300m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

28番は直江町四丁目地内の農地2筆170㎡を売買により取得し、宅地分譲地1区画の用地として利用したいものです。土地の売買価格は1㎡当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号直江町3丁目交差点西側400m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

29番は、取り消し案件でございます。直江町四丁目地内で、平成30年11月の総会でご審議をいただき、平成30年11月30日付けで、住宅1棟の用地として5条許可を受けた農地1筆198㎡の許可について、建築計画の再検討のため、取り消しの申請があ

ったものです。

30番は、今ほど取消案件で説明をしました直江町四丁目地内の農地1筆198㎡を、売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡あたり約〇〇〇円でございます。場所につきましては、国道8号直江町3丁目交差点西側400m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

31番は、曲渕三丁目地内の農地1筆231㎡を、売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡あたり約〇〇〇円でございます。場所につきましては、月岡小学校北東300m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

32番は、北入蔵一丁目地域内の農地1筆110㎡を、売買により取得し、建売住宅1棟及び駐車場2台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡あたり約〇〇〇円でございます。場所につきましては、三条公共職業安定所東側100m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

6ページをお願いいたします。

33番は、上保内地内の農地1筆161㎡を、売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したものでございます。土地の売買価格は、1㎡あたり約〇〇〇円でございます。場所につきましては、保内駅東側100m付近で、300m以内に駅がある農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

34番は、下保内地内の農地1筆314㎡を、売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡あたり約〇〇〇円でございます。場所につきましては、保内公園北東500m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

35番は、下保内地内の農地1筆317㎡を、売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡あたり約〇〇〇円でございます。場所につきましては、保内公園北東500m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

36番は、下保内地内の農地7筆760㎡を、売買により取得し、北側既存宅地162.33㎡と一体利用し、駐車場13台及び、境内地の用地として利用したいものでございます。

土地の売買価格は、1㎡あたり約〇〇〇円でございます。場所につきましては、保内公園東側100m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区区分は第3種農地と判断されます。

37番は、東本成寺地内の農地2筆1,133㎡を、売買により取得し、駐車場18台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡あたり約〇〇〇円で

あります。場所につきましては、三条市清掃センター北側900m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

38番は、西鱈田地内の農地1筆196㎡を、売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡あたり約〇〇〇円でございます。場所につきましては、鱈田保育所北側250m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

39番は、上須頃地内の農地6筆1,899㎡を、売買により取得し、貸店舗1棟、駐車場32台及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡あたり約〇〇〇円でございます。場所につきましては、燕三条地場産業振興センター南側100m付近で、都市計画用途地域の商業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

40番は、大島地内の農地1筆165㎡を、売買により取得し、モデル住宅1棟の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡あたり約〇〇〇円でございます。場所につきましては、大島病院南側20m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

8ページをお願いいたします。

41番は、中島地内の農地1筆31㎡を、売買により取得し、通路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡あたり約〇〇〇円でございます。場所につきましては、国道8号千把野交差点北西650m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

42番は、荻堀地内の農地1筆49㎡を、売買により取得し、住宅敷地拡張の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡あたり約〇〇〇円でございます。場所につきましては、三条市役所下田庁舎南東200m付近で、300m以内に市役所がある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑に入る前に調査部会長より調査結果報告を願います。

4番、渡邊勝夫委員。

第2調査部会長（4番渡邊勝夫委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、取り消し案件1件については、許可を取り消すこととし、この取り消し案件以外については、合計件数18件、面積7,396㎡。書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては、不要と判断しました。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

3番小川委員。

3番（小川弘樹委員）

はい。

譲り渡し人の所に他何名というケースがあります。

多分土地の所有者が複数であると思いますが、農業委員会の台帳にはどのように入っているものになりますか？

事務局（清水事務局長）

今ほどのご質問の関係でございますが、議案にする時に全部載せると、人数が多く、載せきれないので、他何名とさせていただいております。

譲り渡し人の方は、最終的には農家台帳からなくなるもので、その部分については、申請書において管理をさせていただいております。

他何名と記載をしている中で、共有でお持ちのもの、それから筆数が何筆かに分かれている時に、各々所有者が違うものといったもの、いずれかの場合について記載の関係で、他何名というふうに記載をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

よろしいですか？

3番（小川弘樹委員）

はい。ありがとうございます。

議長（野崎会長）

他にございませんか？

ご発言が無いようですのでお諮りをいたします。

議第4号につきましては、ただ今調査部会長の調査結果報告の通り、決するにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。調査部会長の渡邊勝夫委員におかれましてはたいへんご苦労さまでした。自席にお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『三条市農業再生協議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局説明を願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『三条市農業再生協議会委員の推薦について』ご説明をいたします。

9ページの「議第5号参考」をご覧ください。

農業再生協議会につきましては、こちらには記載はございませんけれども、規約の中で、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、経営所得安定対策の推進及び、これを円滑に実施するための行政と農業者団体等との連携体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興を図るとともに、農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の育成・確保等に資することを目的として、平成23年に設備等された組織でございます。

現在は、昨年5月1日開催の互選会におきまして、1番野崎文夫委員、10番原田勝委員及び、19番佐藤裕雄委員の3名の方を推薦させていただいたところでございますが、任期が本日6月28日に満了になることから、新たに委員3名の推薦依頼が参っておりますところでございます。任期につきましては、2年とされているところでございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。三条市農業再生協議会3名については、いかが取り計らったよいか、休息をして自由な意見の交換をお願いいたします。

しばらくの間休息いたします。

（午前10時5分から午前10時6分まで休憩）

議長（野崎会長）

それでは、会議を再開いたします。

休息中の意見交換に基づき、3名全員が留任することで意義ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

異議ないものと認め、1番野崎文夫委員、10番原田勝委員、19番佐藤裕雄委員、以上3名を推薦しますのでよろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について』を議題といたします。

事務局説明を願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について』ご説明をいたします。

別冊になっております議第6号の議案を合わせてご覧いただきたいと思いますが、これにつきましては、農業委員会事務の情報の公表につきまして、従来から農業委員会の活動について広く一般に知っていただくよう、担い手への集積状況等に関する活動状況をまとめ、ホームページ上で公表をさせていただいたところでございます。

また、改正農業委員会法により、農業委員会は、農業委員会の農地等の利用の最適化推進状況その他事務の実施状況を公表し、農林水産省はこれを取りまとめ、公表することとされておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。

議第6号『平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について』をご覧いただきたいと思っております。

おはぐりいただき、1ページをご覧願います。

平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）でございます。

平成31年3月31日現在の農業委員会の状況でございますが、ご覧の通りでございますので、説明は省略させていただきます。

2ページをご覧願います。

「Ⅱ担い手への農地の地用集積・集約化」でございます。

1の「現状と課題」でございます。平成31年3月現在で、農地内の面積は6,955ha、これまでの集積面積が4,116ha、集積率は59.2%であります。

2の「平成30年度の目標及び実績」でございますが、平成29年度末の集積面積が3,946haに、新規集積100haを見込み、集積目標を4,046haとしておりましたが、実績といたしましては、新規集積が170haで、全体として、集積面積は4,116ha、達成状況は、101.7%でなったところでございます。

3の「目標達成にむけた活動」につきましては、活動実績として、農家への戸別訪問や集落座談会への参加、関係機関との連携や情報の共有化を行ったところがございます。

4の「目標及び活動に対する評価」については、今ほど説明いたしました2及び3の実績に基づき記載をさせていただいておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

3ページをお願いいたします。

「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」でございます。

平成30年度は、参入目標を1経営体としていましたが、参入促進を図るため、市農林課が東京で開催された「新農業人フェア」や県内フェアへの参加などを通して、確保した就農候補者が、「青年就農育成等支援事業」による研修を終了し、3月から就農したことから、実績は1経営体、1.2haとなったところがございます。

4ページをお願いいたします。

「Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価」でございます。

1の「現状及び課題」の平成31年3月現在の遊休農地面積は0.5haとなっております。

2の「令和元年度の目標及び実績」につきましては、解消目標を0.5haに対し、実績は0haで、目標達成状況も0%となっております。

3の「2の目標達成に向けた活動」については、昨年7月と10月に実施いたしました農地パトロールの状況を記載しております。

4の「目標及び活動に対する評価」については、今ほど説明をした2及び3の実績に基づき記載をしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

5ページをお願いいたします。

「Ⅴ違反転用への適性な対応」でございますが、違反転用は0haでありました。

6ページをお願いいたします。

「Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」でございます。

1の「農地法第3条に基づく許可事務」は、1年間の処理件数が、64件、うち許可が64件で、不許可はございませんでした。

2の「農地転用に関する事務」は1年間の処理件数116件、そのうち140件が許可で、不許可はございませんでした。

3の「農地所有適格法人からの報告への対応」については、管内の農地所有適格法人数は31法人で、全法人から報告書の提出を受けました。

4の「情報の提供等」については、賃借料情報の調査・提供が、調査対象賃貸借件数707件で、公表については、平成31年3月に行いました。次の農地の権利移動等の状況把握は、調査対象権利移動等件数は576件で、取りまとめは、平成31年3月に行いました。次の「農地台帳の整備」につきましては、全農地面積6,955haを対象に毎月総会終了後、更新をしております。

8ページをお願いいたします。

「Ⅶ地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」でございますが、「農地利用最適化等に関する事務」、「農地法等によりその権限に属された事務」とともに、意見はございませんでした。

次の「Ⅷ事務の実施状況の公表等」でございますが、冒頭申し上げましたとおり、ホームページで公表しておりますので、その旨、記載をしております。

次ページをお願いいたします。

令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）でございます。

「Ⅰ農業委員会の状況」については、平成30年度の点検・評価の内容と同じでございます。

2ページをお願いいたします。

「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化」につきましては、6,955haのうち4,116haがこれまで集積されておりますが、令和元年度は、新たに100haを担い手へ利用集積したいという目標を立てておりますので、よろしくお願いたします。

「Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」につきましては、法人雇用や親元就農は、ここには含めないということですので、現状は、新規参入は1経営体となっております。農林課では、生計に必要な所得を確保できる魅力ある農業経営体を育成するため、引き続き、就農候補者を確保する事業を推進し、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進を図ることとし、1経営体の参入を目標としております。

続きまして、3ページをお願いいたします。

「Ⅳ遊休農地に関する措置」につきましては、現状として6,955haのうち0.5haが遊休農地ではありますが、令和元年度の目標は、あくまでも目標として、すべての遊休農地の解消を目指して、0.5haとさせていただきます。

また、解消に向けた活動につきましては、例年と同様に農地パトロールを7月と10月に実施し、これを踏まえ、農地の利用意向調査を実施したいと考えております。

「Ⅴ違反転用への適切な対応」につきましては、農地パトロールを実施していただくことで、違反転用の防止に努めたいというものでございます。

説明は、以上でございます。

なお、議第6号につきましては、ご承認をいただければ、ホームページで公表する予定でございます。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

3番、小川委員。

3 番（小川委員）

はい。

4 ページの「遊休農地に関する措置に関する評価」の 2 番ですが、令和元年度となっていますけど、平成 30 年度でないでしょうか？

事務局（清水事務局長）

大変申し訳ございませんでした。

令和元年度ではなく、「平成 30 年度の目標及び実績」でございます。

訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

議長（野崎会長）

よろしいですか。

3 番（小川委員）

はい。

議長（野崎会長）

他にございませんか。

他にないようですので、お諮りをいたします。

議第 6 号につきましては、原案の通り承認することとし、ホームページで公表することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第 7 号『令和元年度全国農業新聞普及拡大計画（案）について』を議題といたします。

事務局説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第 7 号『令和元年度全国農業新聞普及拡大計画（案）について』ご説明いたします。

議案書の 10 ページをお願いします。

ご承知のように、全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が

発行する週刊の農業総合専門紙で、購読料は月額700円です。

改正農業委員会法の主眼である「農地利用の最適化」を果たすためには地域の理解と協力が必要であり、それらを実現するためには取り組みについて周知を図る必要があります。

このことから、農業委員会系統組織の情報提供活動のシンボルとして「全国農業新聞」の普及推進活動が求められているところです。

三条市の購読部数は、平成31年3月時点で、117部でした。昨年度の計画では、平成30年6月時点の部数と委員1人1部の合計部数157部を目標としていましたので、40部届かず、達成率は75%でした。平成30年度及び平成31年4月は、各委員の皆様のご協力により新規購読が8部ありましたが、これを上回る16部の購読中止があったところです。

今年度の目標部数について、新潟県農業会議からはできるだけ①、②のいずれかを目標としてほしいと伺っておりますが、当農業委員会においては、購読部数が減少している現状も踏まえ、目標部数は昨年度に引き続き④の157部とさせていただいております。

次に、普及推進にあたっての年間活動計画についてです。

今年度は8月から10月を前期普及強調月間と位置づけ担当地区における戸別訪問等による普及推進活動を実施し、8月は農業委員会だよりによるPR活動を実施する予定です。

また、1月から2月を後期普及強調月間と位置づけ、引き続き、戸別訪問等などによる活動に取り組み、さらに3月は農業委員会だよりによるPR活動に取り組んでいきます。

新潟県が策定した「農地利用の最適化に向けた全国農業新聞拡大3ヶ年運動」において、「農業委員・農地利用最適化推進委員1人が毎年2部以上の新規購読申込確保に取り組み」とあります。当農業委員会の目標は、昨年度の購読部数に委員・推進委員一人1部の新規購読としておりますが、できるだけ県の目標に近づくよう、今年度も、全委員のみなさまから、委員・推進委員1人につき2部以上の普及拡大をお願いいたします。

以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございます。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。

議第7号につきましては、ただ今の説明のとおり、決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それではご異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

それでは、全農業委員・農地利用最適化推進委員から、委員1人につき2部以上の普及拡大を図って頂きますので、ぜひご協力のほど、よろしくお願い申し上げたいと思います。
なお、事務局は、総会終了後に申込書・普及資材等について説明を願います。

議長（野崎会長）

続きまして、議第8号『令和元年度農業者年金加入推進活動における計画（案）について』を議題といたします。
事務局説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第8号『令和元年度農業者年金加入推進活動計画（案）について』ご説明いたします。

11ページをお願いします。

農業者年金制度は、「農業者の老後生活の安定及び福祉の向上と農業者の確保に資すること」を目的とする公的な年金です。

三条市の農業者年金加入状況については、平成31年3月末現在で、被保険者が52人、待機者23人、年金受給者は565人です。

昨年度の活動計画では、新規加入目標人数を4人と設定しました。

活動の結果、4人から加入していただくことができ、うち3人が39歳までの若い農業者でした。

それでは、今年度の活動計画（案）についてご説明をいたします。

1今年度の加入目標人数は、4人で、うち20歳から39歳までの方を2人、女性農業者を1人としております。この目標人数は新潟県農業会議と新潟県農業協同組合中央会が設定をした人数でございます。新潟県全体の目標は、92人、うち20歳から39歳は63人、女性農業者は25人となっております。

2加入対象として働きかけをする目標人数は、昨年度と同様、認定農業者及び農業後継者など、50人、うち20歳から39歳は20人としております。

3地区加入推進班は3班を設置し、A班は三条地区、B班は栄地区、C班は下田地区を担当していきたいと考えております。各班の加入推進委員数、編成につきましては記載のとおりでございます。

4加入対象者名簿につきましては、12月31日までに、整備をする予定です。

5加入推進強化月間は、各班とも、12月から来年の2月までとさせていただきます。

次ページも併せてご覧いただきたいと思います。6個別訪問の実施計画につきまし

ては、A班、B班、C班とも12月は加入推進委員による個別訪問、1月は加入意向者に対する推進班による訪問及び加入推進委員による2回目の個別訪問、2月は加入意向者に対する推進班による訪問を予定しており、各月の訪問対象者数及び訪問に携わる人数は記載のとおりでございます。

7 加入推進対策会議及び制度勉強会の実施計画につきましては、本日の総会で、活動計画（案）の審議、12月に農業委員会とJA合同による加入推進対策会議の開催を予定しております。

8 加入対象者に対する説明会等につきましては、2月に農業後継者及び認定農業者等の配偶者を対象に年金制度について説明会を予定しております。

9 啓発普及活動につきましては、8月と3月に発行いたします、農業委員会だより「向日葵」によるPRを計画しております。

10 その他の活動計画は記載のとおりでございます。

なお、お手元に、農業者年金加入推進事例集と農業者年金のチラシ4種類をお配りしておりますので、後ほど、ご覧にいただきたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですのでお諮りをいたします。

議第8号につきましては、ただいま説明のとおり、決するにご異議はございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。なお、農業者年金の加入推進にあたっては、加入推進議長、副部長を中心にして、全農業委員・利用最適化推進委員の皆さまのご協力をお願いいたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第9号『令和元年度利用状況調査について』を議題にいたします。

この件につきましては、農地法第30条以降に規定されている「利用状況調査・指導」の一部として「農地パトロール」を実施してきたところですが、利用状況調査の方法の詳細を農政対策部会に付託したいとご提案を申し上げます。

いかかでしょうか。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

ご異議なしと認めます。

それでは、議第9号『令和元年度利用状況調査について』につきましては、農政対策議会に付託することといたします。

議長（野崎会長）

議第10号『令和元年度作況調査について』を議題にいたします。

この件につきましては、今までも上程させていただいて、農政対策部会に付託を申し上げた経過がありますが、今回もそのようにしたらいかがと、ご提案申し上げます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（野崎会長）

ご異議なしと認めます。

それでは、議第10号『令和元年度作況調査について』につきましては、農政対策部会に付託することといたします。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただ今、議事の中で報告を頂いておりますので省略をいたします。

議長（野崎会長）

それでは、報第2号から報第4号まで事務局より報告を願います。

事務局（清水事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは報告の中で、ご質問がございましたら、ご発言をいただきたいと思っております。ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月は農政対策部会の開催が予定されています。農政対策部会の開催案内をお願いします。

農政対策部会長、10番、原田勝委員。

10番（原田勝委員）

農政対策部会は7月19日午後1時30分から厚生会館第1集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いいたします。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

議長（野崎会長）

続きまして、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第1調査部会長、11番、渡邊一英委員。

第1調査部会長（11番渡邊一英委員）

来月は第1調査部会の当番でございます。7月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたしますので、関係議員は出席をお願いします。以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は31日午前9時30分より開会を予定しております。

議長（野崎会長）

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、定例総会を閉会いたします。

午前10時40分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（6番）

議事録署名委員（14番）
